日本中央アジア学会会則

第 1 条（名称）　本会は日本中央アジア学会（JACAS: Japan Association for Central Asian Studies）と称する。

第 2 条（目的）　本会は、中央アジアを対象とする諸分野の研究を推進し、普及するとともに、研究上の連携を図ることを目的とする。ここで言う中央アジアとは、旧ソ連領中央アジア諸国と中国新疆ウイグル自治区を中心とし、その周辺地域を含むものとする。

第 3 条（事業）　本会は前記の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 研究および研究発表のための会合の開催
2. 機関誌の発行
3. ウェブサイトの公開・運用
4. その他の必要な事業

第 4 条（会員）　本会の会員については以下の通りとする。

1. 中央アジア研究に関心をもつ個人で、本会の主旨に賛同する者。
2. 入会に際しては、原則として会員 2 名の推薦を必要とする。
3. 会員は、所定の会費を納入しなければならない。

第 5 条（役員）　本会は以下の役員をおく。役員は総会で承認を受けるものとする。役員の任期は 4 年とする。ただし、再任を妨げない。

1. 会長　1 名
2. 理事　10 名程度
3. 監事　1 名

第 6 条（幹事）　本会の会務遂行のため、会長は幹事若干名をおくことができる。

第 7 条（総会）　原則として年 1 回、総会を開催する。

第 8 条（会則変更）　本会則の改正は、総会において承認を経なければならない。

付則

1. 本会則は 2004 年 4 月 1 日から施行する。
2. 会費は当面、年間 3,000 円（学生 1,000 円）とする。